

公益社団法人日本口腔インプラント学会 専門医制度推進委員会規程

平成24年7月22日制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22条の規定に基づき、専門医制度推進委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第5条及び定款実施細則第24条に規定する専門医制度の推進にかかる業務を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員5名以内をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

3 委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、この規程の第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

(審議事項)

第7条 本委員会は、次の事項を審議する。

(1) 専門医制度の推進に関する事項

(2) その他、理事会から諮問された事項

(業務)

第8条 本委員会は、次の業務を行う。

(1) 専門医制度の推進に関する業務

(2) その他、理事会から諮問された業務

(分科会等の設置)

第9条 本委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、分科会等を置くことができる。

2 分科会等の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。

(細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成24年7月22日に制定し、同日から施行する。
2. この規程は、令和2年12月6日に一部改正し、同日より施行する
3. この規程は、令和3年12月12日に一部改正し、同日より施行する